

2010年8月2日

高知県教育委員会

教育委員長 河田 耕一 様

教 育 長 中澤 卓史 様

高知県教職員組合

執行委員長 西山 潤

高知県高等学校教職員組合

執行委員長 米満 敏孝

## 新たな高齢期雇用のあり方についての申し入れ書

日頃から憲法原則に立った教育の推進と教職員の勤務条件の向上にご努力いただいていることに敬意を表します。

さて、人事院は 2007 年の勧告で公務員の高齢期における雇用問題について環境を整備する必要があることを指摘し、「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」(以下、研究会)を開催してきました。研究会は、2009 年 7 月に「最終報告」をとりまとめ、2013 年度から段階的に定年年齢を 65 歳に引き上げることを提言しました。

人事院は、この研究会「最終報告」をふまえ、年金支給開始年齢の引き上げにあわせて、定年年齢を段階的に 65 歳まで延長することが適当であるとして、2010 年中を目途に意見の申出をおこない、2011 年中には法制整備を図ることが必要である、としています。新たな高齢期の雇用施策の基本方向について、「雇用と年金の接続」を大原則とすることは当然です。

こうした国における制度改正は、私たち教職員にとっても大きな影響を及ぼすことは明らかです。したがって、貴委員会が国の改正動向を待つことなく、下記事項について、教職員組合との誠実な協議の場を持つことを申し入れます。

### 記

1. 教職員のおかれている実態を踏まえ、以下の点を文部科学大臣に対して上申して下さい。
  - ① 教職員の実態が 60 歳まで働きつづけることが困難な状況にあることを踏まえ、教職員の年金支給開始年齢を 60 歳に戻すよう、関係機関に働きかけること。
  - ② 教職員が定年まで働き続けるための環境をつくるために教職員定数増を図るとともに、60 歳を超えて働く教職員を定数から除外し、青年教職員の雇用確保をおこなうこと。当面、再任用制度で働く教職員を定数から除外すること。
2. 教育委員会として、条例改正にあたっては、以下の点を実現するよう尽力して下さい。
  - ① 勤務日数や勤務時間など、多様な働き方を準備し、教職員の自己選択を保障すること。
  - ② 60 歳までの賃金制度の引き下げ改悪はおこなわないこと。
  - ③ 61 歳以降は、60 歳時点の給与水準を下回らないようにすること。
  - ④ 退職手当については、現行水準を維持すること。
  - ⑤ 制度完成まで並行する現行再任用制度については、希望する教職員の再任用を使用者に義務づけること。
3. 定年延長等は重要な労働条件の変更であり、制度検討にあたっては、教職員組合との交渉・協議にもとづき、納得と合意のもとですすめて下さい。

以上